

登米市水道事業最低制限価格制度実施基準の改正について

平成29年6月20日

水道管理課出納管財係

登米市水道事業所が発注する建設工事及び建設関連業務について、契約の内容に適合した履行の確保を目的とし、最低制限価格制度における「最低制限価格」の算定方式について、改正を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 改正の概要

最低制限価格の算定基礎となる率の改正

(1) 建設工事

改正後	改正前
直接工事費 × <u>0.97</u> ←	直接工事費 × <u>0.95</u>
共通仮設費 × 0.9	共通仮設費 × 0.9
現場管理費 × 0.9	現場管理費 × 0.9
一般管理費 × 0.55	一般管理費 × 0.55

(2) 建設関連業務

区分	改正後	改正前
測量業務	直接測量費 × 1	直接測量費 × 1
	測量調査費 × 1	測量調査費 × 1
	諸経費 × <u>0.48</u> ←	諸経費 × <u>0.45</u>
土木関係建設 コンサルタント (上水道及び 工業用水道)	直接人件費 × 1	直接人件費 × 1
	直接経費 × 1	直接経費 × 1
	その他原価 × 0.9	その他原価 × 0.9
	一般管理費 × <u>0.48</u> ←	一般管理費 × <u>0.45</u>

2. 適用日等

平成29年7月1日以降に公告または指名の通知をする入札から適用する。

3. 留意点

平成29年6月30日以前に公告または指名の通知をされたものは、改正前の基準を用いますので、ご注意ください。